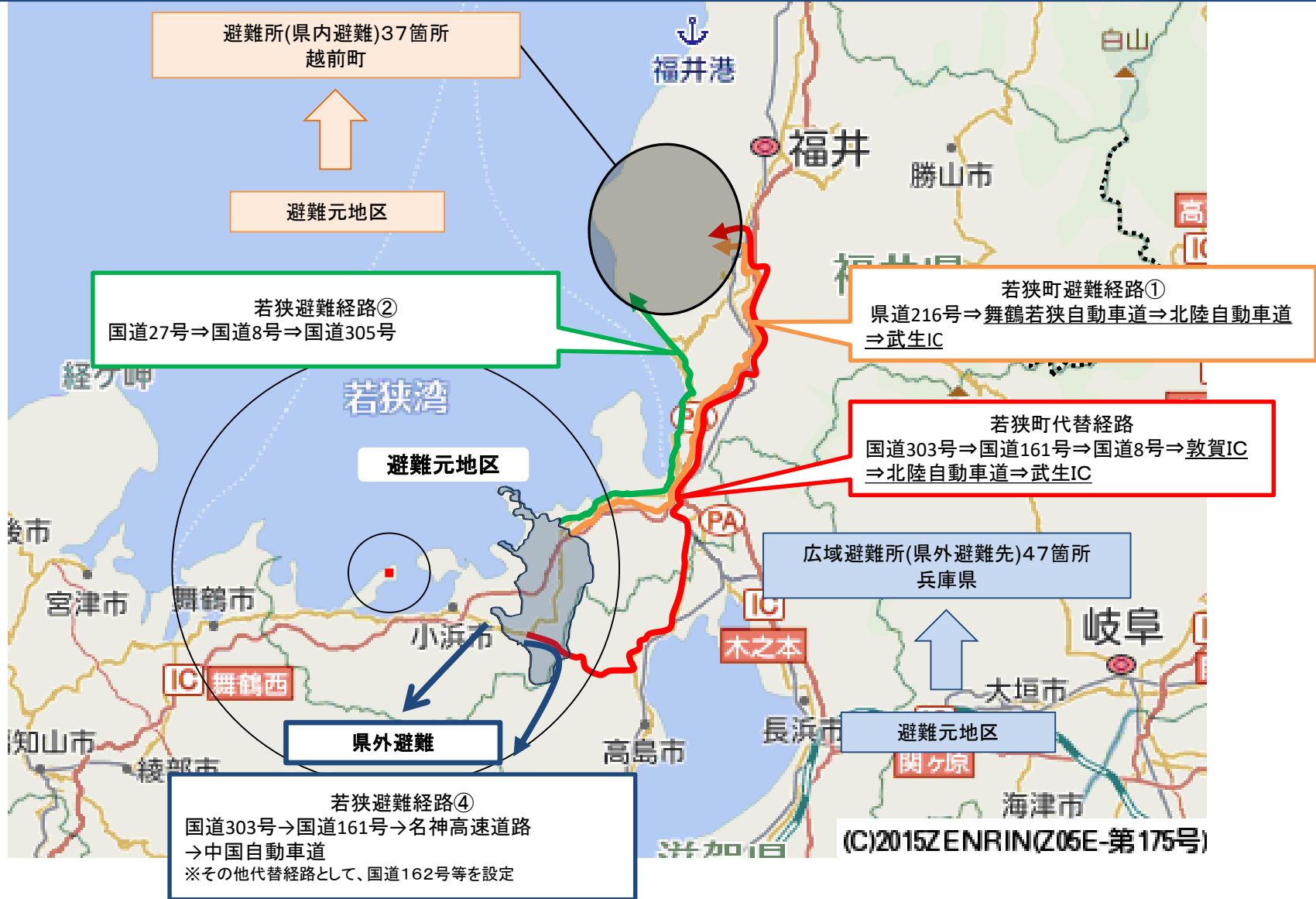


# UPZ圏内から避難先施設までの主な経路（若狭町）

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。



# UPZ圏内から避難先施設までの主な経路（美浜町）

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。



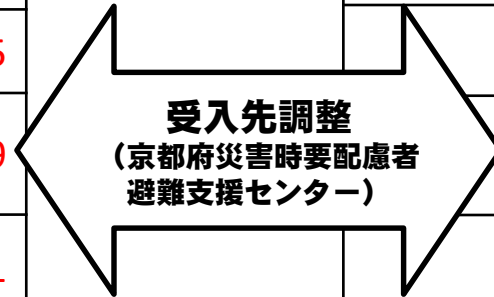
- ▶ 京都府では、大飯原発から半径5～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(43施設2,255人)については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- ▶ 半径5～30km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済。

< 5～30km圏内 >

< 30km圏外 >

施設区分		施設数	入所者数
医療機関(病院・有床診療所)		12	1,080
社会福祉施設	介護保険施設等	22	965
	障害福祉サービス事業所等	7	109
	児童養護施設等	2	101
	小計	31	1,175
合計		43	2,255

受入候補施設数	受入可能人数
33	約1,540
64	約1,410
8	約270
11	約160
83	約1,840
116	3,380

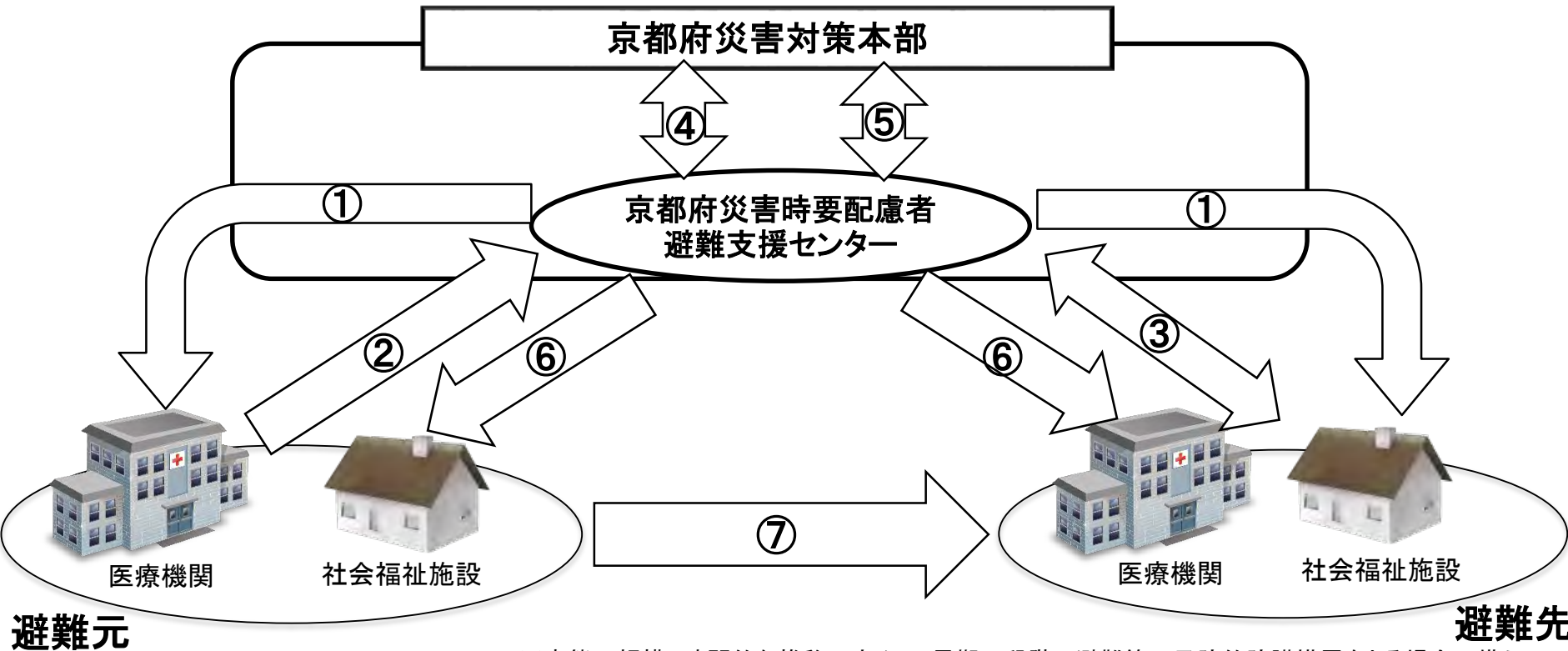


※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、**医療ケアが必要な約xxx人**については医療機関へ搬送

※2 平成28年3月31日現在

※3 京都市他府内市町に避難先を確保

- ▶ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を実施。

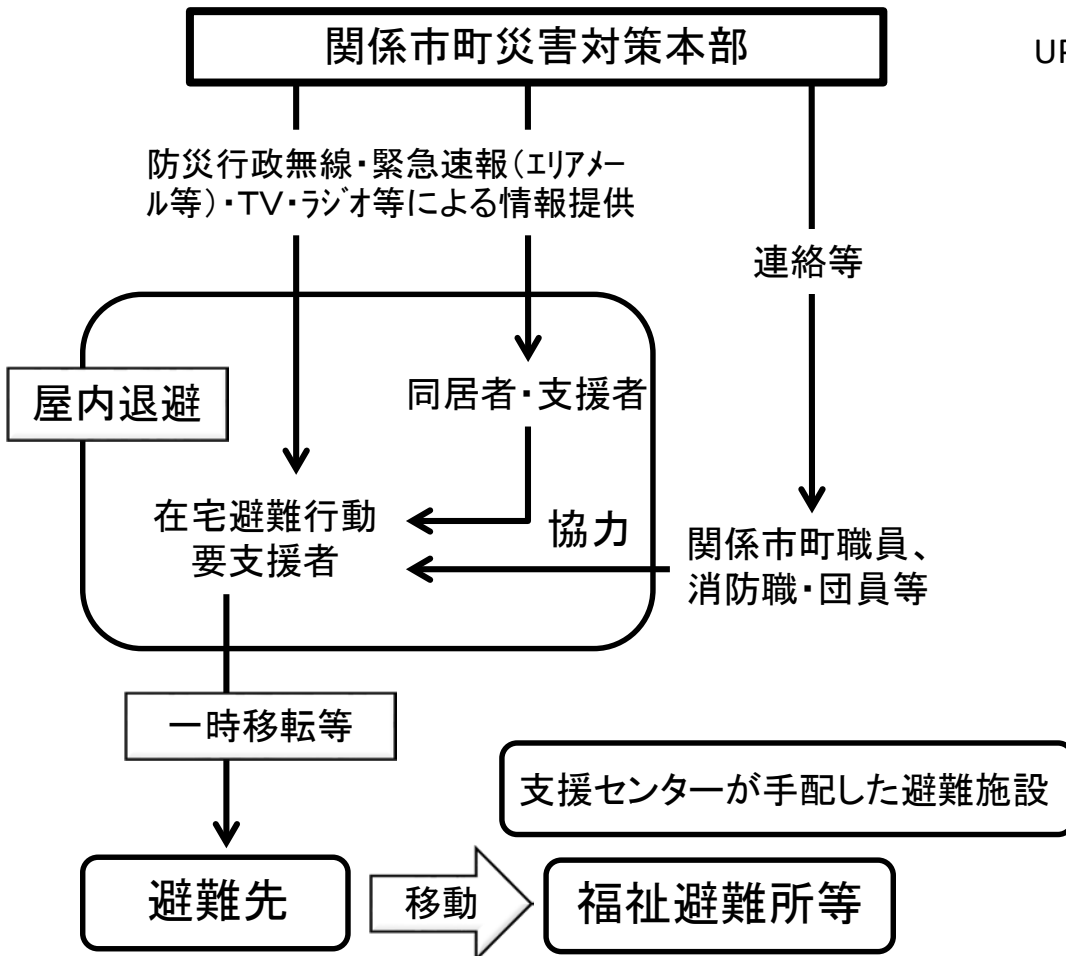


※事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ圏内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。  
 ※2 京都市他府内市町に避難先を確保

マッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入れ先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 連絡が通じない場合は、関係市町職員、自治会、消防職・団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- ▶ 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は「京都府災害時要配慮者避難支援センター」に依頼し避難先を確保。



UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町	5~30Km圏内
京都市	xx(xx)
舞鶴市	6,168(2,308)
綾部市	223(223)
南丹市	483(397)
京丹波町	883(393)
合計	xx(xx)

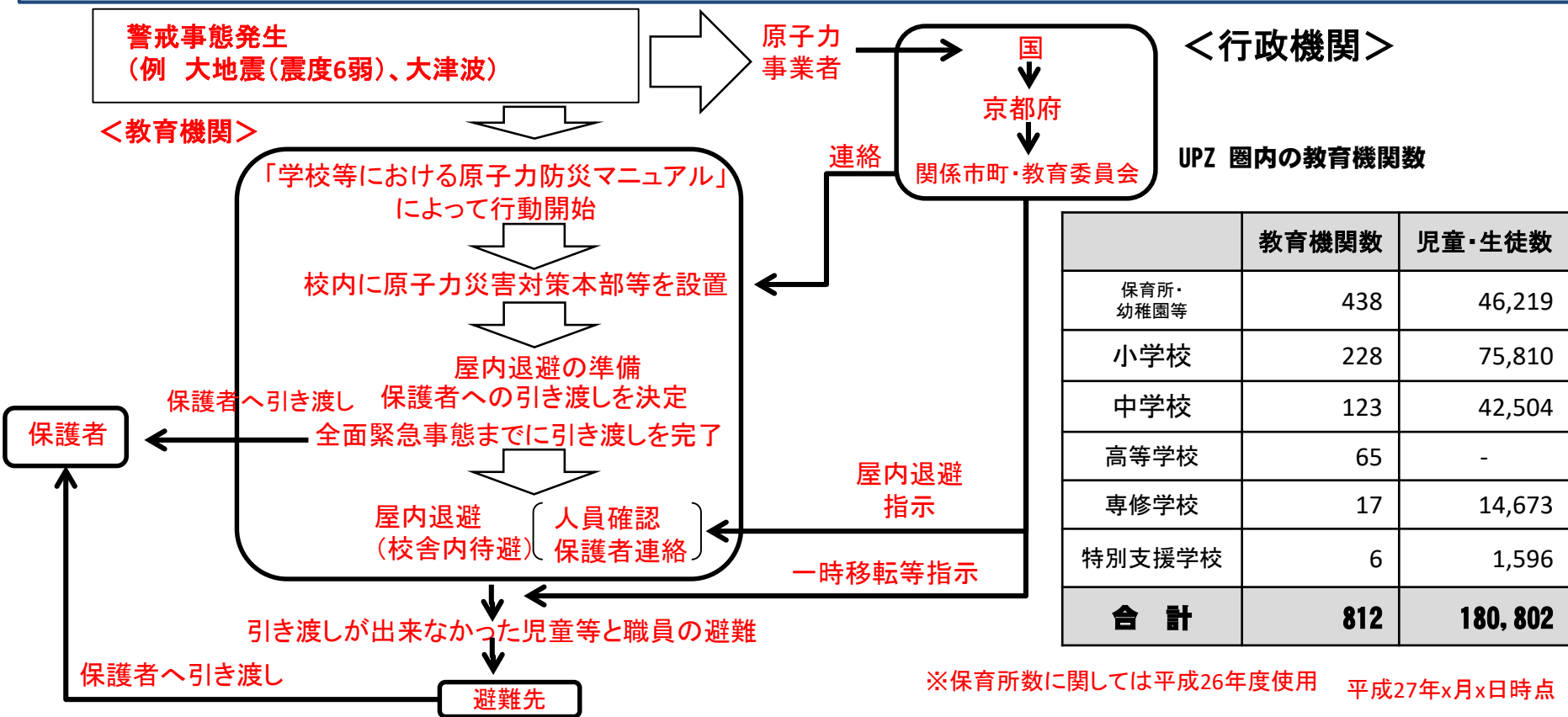
※1 ( )内は支援者有り

※2 平成xx年x月現在 各市町において精査中

※3 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。

※4 京都市他府内市町に避難先を確保

- ▶ 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ圏内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置する。
- ▶ 情報収集、教育委員会（市町災害対策本部）との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担など、あらかじめ定めた計画を基本として、柔軟な対応を行う。
- ▶ 児童等は自宅の所在する地域の住民として避難することを原則とし、警戒事態において幼児、児童及び生徒の帰宅または保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡を開始し、全面緊急事態までに完了する。
- ▶ なお、引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。



# 京都府におけるUPZ圏内の一般住民の防護措置

- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時500 $\mu$ Sv超過の区域に対して数時間から1日以内に避難を、20 $\mu$ Sv超過の区域に対して概ね1週間程度内に一時移転を指示。
- 原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の市町災害対策本部より、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。

## <UPZ圏内市町の避難先>

市町名	府内避難先		府外避難先	
	南方向	西方向		
京都市 298人	京都市(内)			
舞鶴市 81,177人	京都市、宇治市、 城陽市、向日市	※府外避難先と同一	兵庫県 徳島県	神戸市、尼崎市、 西宮市、淡路市 鳴門市、松茂町、 北島町
綾部市 1,684人	福知山市、亀岡市	福知山市	兵庫県	相生市、赤穂市、 宍粟市、たつの市、 太子町、佐用町
南丹市 3,499人	南丹市内	南丹市内		洲本市、南あわじ市
京丹波町 286人	京丹波町内	京丹波町内		芦屋市

※平成28年1月1日時点

